特別採捕許可申請の手引き

令和８年１０月３０日
水産振興課　漁業管理グループ

青森県漁業調整規則第４８条第１項の規定によるいわゆる「特別採捕許可」は、同規則で禁止されている採捕を行うために禁止・制限条項の適用除外を受けるものです。特別に許可するものであることから、期間・区域などは手広く解除するのではなく、できるだけ限定的なものとすることにしています。

以下を参考にしながら申請を行ってください。不明点やさけ・ますふ化放流事業に伴う申請方法については下記提出先へお問い合わせください。

1. 申請について

A) 提出書類

以下の提出書類一覧表を参照し、提出書類を作成してください。

「原本」と記載されている書類以外は、電子データでの提出も可能です。

【提出書類一覧表】

	書類	記載内容等
①	特別採捕許可申請書	・記載方法は「B）申請書の記載方法」を参照。
②	調査計画書	・調査概要、調査日程、調査区域図、漁具漁法図（サイズ、口径、使用数等）、などについて詳細に記載する。 ・漁具漁法図には図または写真を載せる。 ・持網（たも網）、さで網、せん筒（セル瓶）を使用する場合は、口径を必ず記載する。
③	採捕従事者名簿	・採捕に従事する者全員の氏名・住所を記載する。 ・住所は採捕従事者個人の住所を記載する。
④	緊急時連絡体制フロー図	・調査責任者、漁業権者（漁業協同組合）、調査区域の管轄警察署・消防署、海上保安部、近隣の病院などの連絡先（担当者名、住所、電話番号等）を詳細に記載する。

⑤	【調査区域に漁業権が設定されている場合】 ・同意書（原本）（要押印）	・漁業権の設定された漁業権漁場で調査する場合、その漁業権者（漁業協同組合）から申請者宛ての同意書を添付する。 ただし、当該漁業権漁場の漁業権者自身が申請する場合は、同意書の添付は不要。 ・同意書には「同意年月日」「同意内容（目的、採捕する水産動植物の種類・数量、調査区域、調査期間、漁具漁法、使用船舶など）」「同意期限」などを記載する。 ・同意書には漁業権者の押印が必要。 ・複数の漁業協同組合が漁業権を共有している場合は、その共有者の同意書も必要。
⑥	【船舶を使用する場合】 ・使用船舶一覧表 ・船舶検査証書（写し） ・船舶検査手帳（写し） ・漁船登録票（写し）	・使用船舶一覧表には「船名」「漁船登録番号（船舶番号）」「所有者氏名・住所」「役割・用途」について記載する。「役割・用途」は当該調査における役割・用途について記載する。 ・漁船登録がある船舶の場合は漁船登録票の写しも添付する。
⑦	【船舶を借用する場合】 ・船舶使用承諾書（原本）（要実印） ・印鑑登録証明書（原本）	・船舶の所有者から申請者宛ての船舶使用承諾書を添付する。 ・船舶の所有者の実印を押印する。 ・下線部には調査等の名称を記載する。 ・漁船登録の無い船舶を使用する場合は、「２　漁船登録番号」欄に船舶番号を記載する。 ・「６　使用権の種類」欄は「使用貸借」か「賃貸借」のいずれかに〇をする。 ・船舶の所有者の印鑑登録証明書を添付する。
⑧	【潜水士を利用する場合】 ・潜水士免許証（写し） ・潜水士の住民票（写し可）	・潜水士免許証は、カードタイプは表裏両面、紙タイプはすべてのページの写しを添付する。
⑨	【委託契約による調査等の場合】 ・委託契約書（写し）	・調査等の業務を受注した者が申請する場合は委託契約書の写しを添付する。

B） 申請書の記載方法

以下の記載方法を参照し、申請書を作成してください。

【申請書記載方法】

	書類	記載内容等
①	申請書名等	・新規申請の場合 「特別採捕許可申請書」とし、「(特別採捕許可証記載事項変更許可申請書)」は削除する。 「(許可証の記載事項について変更)」及び「(第９項)」を削除する。 「８　許可番号」～「１０　変更の理由」を削除する。 ・変更申請の場合 「特別採捕許可証記載事項変更許可申請書」とし、「特別採捕許可申請書」を削除する。 「特別採捕許可証の記載事項について変更の許可」及び「第４８条第９項の規定」とする。 「１　目的」～「７　使用船舶」については変更になる事項のみ記載し、「８　許可番号」～「１０　変更の理由」を記載する。
②	住所及び氏名	・住所については都道府県名から記載し、建物名・階数等まで記載する。 ・氏名については名称を省略せずに記載し、その下段に代表者の職・氏名を記載する。
③	１　目的	・調査名や委託業務名を含めて、調査の目的を簡潔に記載する。
④	２　適用除外の許可を必要とする事項	・（記載例） 青森県漁業調整規則第３３条第１項第３号、第３９条第１項表中第２号、第１４号、第１５号、第１７号、第１８号、第１９号、２０号、第２２号、第２４号、第２５号、第２７号、第４３条 ・「青森県漁業調整規則」を参照し、適用除外の許可を受けなければならない事項を記載する。 ・たも網及び持網については、青森県漁業調整規則において、海面の場合は「たも網」、内水面の場合は「持網」となっていることに留意すること。

⑤	3　採捕しようとする水産動植物の種類及び数量	・（記載例） 例１） さけ、あゆ、いわな（あめますを含む）及びその他水産動植物（計１，０００個体以内） 例２） ほや、あかざらがい及びその他水産動植物（計５０ｋｇ以内） ・種類については、混獲の可能性があるため、目的とする水産動植物の種類に続けて「及びその他水産動植物」と記載する。 ・数量については、調査等に必要な最低限度の上限数量を記入する。「全種・全量」や「１００，０００個体」など、過大な数量の記載は不可。 ・種苗の採捕の場合は「自給または供給の別」も記載する。供給の場合は「供給先及び供給先ごとの数量」も記載する。
⑥	4　採捕区域	・（記載例） 例１）内水面の場合 ○○市○○地先の北緯○○度○○分○○秒、東経○○度○○分○○秒の点から上流○○m、下流○○mまでの間の○○川 例２）内水面の場合 ○○市○○地先の北緯○○度○○分○○秒、東経○○度○○分○○秒の点を中心とした半径○○m以内の○○池 例３）海面の場合 ○○市○○地先の西共第○○号共同漁業権漁場の区域 例４）海面の場合 ○○市○○地先の東共第○○号共同漁業権漁場のうち次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線と最高高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア　北緯○○度○○分○○秒、東経○○度○○分○○秒 イ　北緯○○度○○分○○秒、東経○○度○○分○○秒 ウ　北緯○○度○○分○○秒、東経○○度○○分○○秒 エ　北緯○○度○○分○○秒、東経○○度○○分○○秒 ・詳細な地点の把握のため「○○市○○地先の～」のように始め、経緯度を含めて文章で記載する。 ・調査地点が複数ある場合は、まとめずに１つずつ記載する。

⑦	5　採捕期間	・（記載例） 例１） 許可日から６月３０日までのうち７日以内 例２） ８月１日から９月３０日までのうち５日以内 例３） 令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までのうち毎月５日以内 例４） ①８月１日から９月３０日までのうち５日以内 ②１１月１日から１２月３１日までのうち５日以内 ・「５月１日から１０月３１日までのうち１４日以内」のように、長期間または大まかな記載は不可。 ・調査期間が長くなる場合は１ヶ月単位もしくは２ヶ月単位で記載する。 ・年度をまたぐ申請はできないため、翌年度４月１日以降の調査については新たに申請が必要。
⑧	6　漁具又は漁法	・調査に用いる漁具・漁法を具体的に記載する。 ・「生け簀籠」のように、採捕した水産動植物を保管する道具については記載不要。
⑨	7　使用船舶	・（１）～（４）の各項目について記載する。 ・漁船登録の無い船舶を使用する場合は、「（２）漁船登録番号」欄に船舶番号を記載する。 ・船舶を使用しない場合は「船舶の使用なし」と記載する。
⑩	8　許可番号	・変更申請の場合のみ記載する。新規申請の場合は項目を削除する。
⑪	9　許可年月日	
⑫	１０　変更の理由	

C) 備考

- 作成した提出書類の事前確認を希望する場合は、書類の電子データを「４．提出先」のメールアドレス宛てに送信してください。メールの件名は「特別採捕許可申請書類の事前確認について（調査名）」としてください。
- 調査開始日の１ヶ月前までに申請書を提出してください。
- 原則として、許可証は申請者住所に送付します。別の住所への送付を希望する場合はその旨ご連絡ください。

D) 計画変更時の手続き

許可後に申請書の内容が変更になる場合は、「特別採捕許可証記載事項変更許可申請書」（申請書の様式と同一）を、許可証及び当該変更内容に係る添付書類と併せて、変更した調査等を開始する前に提出してください。

2. 特定水産動植物採捕許可申請について

特定水産動植物（うなぎ稚魚、あわび、なまこ）の採捕については、特定水産動植物採捕許可申請も必要となります。

特定水産動植物の採捕を目的としない場合でも、混獲の可能性があるため、特別採捕許可申請をする際は原則として特定水産動植物採捕許可申請も同時に行ってください。特定水産動植物採捕許可申請の詳細については以下をご覧ください。

青森県庁ＨＰ「知事許可漁業の許可などの申請手続き－特定水産動植物採捕許可」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sshinko/gyogyokyoka.html

3. 許可証の返納

採捕期間終了後１ヶ月以内に許可証を返納してください。

返納時には「採捕報告書」（漁具の設置状況等が分かる写真等を添付したもの）を作成して許可証に添付してください。採捕報告書の作成例については、別紙「採捕報告書（作成例）」を参考にしてください。

4. 提出先

申請者の住所に応じて担当部署が異なります。以下の担当一覧表を参照し、郵送、持参、メール（原本が必要な書類以外）のいずれかの方法で提出してください。

メールの場合は件名に「特別採捕許可申請について（調査名）」と入れてください。

【担当一覧表】

管轄区域	担当部署		連絡先
下記以外の市町村、県外	青森県農林水産部水産局 水産振興課 漁業管理グループ	所在地	〒０３０－８５７０ 青森市長島一丁目１－１
		電話番号	０１７－７３４－９５９３
		FAX 番号	０１７－７３４－８１６６
		Email	sshinko@pref.aomori.lg.jp
八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町	八戸水産事務所 水産普及課	所在地	〒０３９－１１６１ 八戸市大字河原木字北沼１－１３１
		電話番号	０１７８－２１－１１８５
		FAX 番号	０１７８－２０－１１０８
		Email	ha-suisan@pref.aomori.lg.jp
むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村	むつ水産事務所 水産普及課	所在地	〒０３５－００７３ むつ市中央一丁目１－８
		電話番号	０１７５－２２－９７３２
		FAX 番号	０１７５－２２－８６２６
		Email	mu-sauisan@pref.aomori.lg.jp
五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	鰺ケ沢水産事務所 水産普及課	所在地	〒０３８－２７６１ 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸３８４－３７
		電話番号	０１７３－７２－４３００
		FAX 番号	０１７３－７２－７２５１
		Email	aj-suikai@pref.aomori.lg.jp

5. その他

- 調査等に当たっては、近隣漁協や地区漁業団体等に事前説明を十分に行うなど、トラブルが生じないよう配慮をお願いいたします。
- 海面の漁業権漁場の区域・番号については、海上保安庁の「海洋状況表示システム（海しる）」をご活用いただけます。